

農協人文化賞表彰規程

第一条（名 称） 本賞は農協人文化賞と称し、農協法公布三十周年を記念して制定した。

第二条（目 的） 本賞は、多年にわたり農協の発展に献身的に寄与した『隠れた功績者』に贈る。

第三条（表彰対象） 本賞は、毎年一回系統の「信用」「共済」「営農・経済」「厚生福祉」「一般文化」の各部門から若干名を選定し、表彰する。

第四条（表 彰） 本賞は、賞状、賞牌ならびに副賞（十万円）を贈る。

第五条（表彰式） 本賞の表彰式は、毎年、年度当初に東京で行う。

第六条（受賞者の体験発表） 本賞の受賞者は表彰式当日、体験発表を行い、その業績は農業協同組合新聞紙上に発表する。

第七条（その他） その他本賞に関する事項は、一般社団法人 農協協会の農協人文化賞選考委員会で決定する。

以 上